

高梁市地域包括支援センター運営方針

I 設置目的

高齢者が可能な限り住み慣れた家庭や地域で自立した日常生活を営むことができ、一人一人が誇りをもって自分らしく生きることができる社会を実現するためには「医療・介護・予防・住まい・生活支援」の5つの要素が切れ目なく提供される『地域包括ケアシステム』のしくみが必要です。

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるものです。（介護保険法第115条の46第1項）

II 設置主体

設置主体は高梁市とします。

センターは、市直営で1か所設置します。また、市内全域でセンター機能が行き渡ることを目的に、成羽地域、川上地域、備中地域にサブセンター（ステーション）を位置づけます。さらに、住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受け付け、集約したうえでセンターにつなぐための窓口として4か所の在宅介護支援センターを設置します。

1. 設置場所等

地 域	センターメンバー	住 所
高梁市全域	高梁市地域包括支援センター	松原通 2043
成羽地域	成羽ステーション（成羽地域局）	成羽町下原 606
川上地域	川上ステーション（川上地域局）	川上町地頭 1822
備中地域	備中ステーション（備中地域局）	備中町布賀 29-2

2. 窓口機能の強化等

実績のある在宅介護支援センター等を窓口（ブランチ）として活用し、総合相談支援強化を目的に、センターとの協力と連携を行います。

また、在宅介護支援センター等が実施した状況を適切に把握しながら、円滑な業務の実施に努めます。

【窓口となる在宅介護支援センター一覧】

センター名	住 所
ゆうゆう村在宅介護支援センター	高梁市南町 73
白和荘在宅介護支援センター	高倉町大瀬八長 2663-1
在宅介護支援センター グリーンヒル順正	松原町神原 2281-8
高梁市社会福祉協議会 在宅介護支援センター	向町 21-3

III 運営上の基本的考え方や理念

1. 公益性の視点

- ・市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。
- ・センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行います。

2. 地域性の視点

- ・センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。
- ・地域ケア推進会議等、会議の場等を通じて地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

3. 協働性の視点

- ・保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の三職種を中心に、それぞれの専門性を生かし、相互に連携協働しながら「チームでの支援」の考え方を基本として、高齢者に対して様々な支援を行います
- ・地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動します。

4. 自己評価の視点

- ・センターの運営や活動に対する点検や評価を定期的に行い、評価を踏まえ、事業の質の向上を図ります。

IV 業務推進の指針

1 共通事項

(1) 事業計画の策定

地域の実情に応じて課題を把握したうえで毎年度事業計画を策定し、重点目標の設定及び課題解決を図るとともに、「高梁市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を基に「地域包括ケアシステム」のさらなる充実をめざします。

(2) 個人情報の保護

センター職員は、その運営上高齢者的心身の状況や家族の状況等を幅広く知り得る立場であるため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき個人情報の管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守し個人情報の保護に留意します。

(3) 広報活動

センターの業務を適切に実施し、業務への理解と協力を得るためにパンフレットや広報紙等により地域住民や関係者への周知に努めます。

(4) 苦情対応

センターの苦情に対しては、迅速かつ適切に対応し、記録や情報共有を行うほか、必要に応じて改善策を講じます。

2 総合相談支援業務

(1) 実態把握

- ・戸別訪問や近隣住民からの情報収集等により、地域の高齢者的心身状況や家庭環境等についての実態把握を行います。特に地域から孤立している要支援者のいる世帯等、支援が必要な世帯を把握し、支援につなげることができるよう留意します。

(2) 総合相談支援

- ・複雑かつ多様化する相談内容に対し、的確な状況把握等を行い、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が連携し、チームとして対応策を検討し、速やかな初期対応を行うとともに、必要な福祉・医療等のサービスへつなぎます。

(3) 地域におけるネットワークの構築

- ・支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を予防するため、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、高齢者の生活支援に関する活動に携わるボランティア等、地域における様々なネットワークの構築を図ります。

3 権利擁護業務

(1) 基本姿勢

- ・複数の問題を抱えたまま生活する高齢者が、自らの権利を理解し、行使できるよう、専門性に基づいた支援をします。

(2) 成年後見制度

- ・認知症などにより判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービス利用や金銭的管理、法律的行為などの支援のため、成年後見制度の活用を図るとともに、制度の周知・啓発に努めます。

(3) 老人福祉施設等への措置

- ・判断能力が低下した高齢者を虐待等から保護するため、老人福祉法上の措置が必要な場合は、福祉課と連携を図って支援します。

(4) 高齢者虐待への対応

- ・高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、適切な対応をします。

(5) 消費者被害防止

- ・消費者被害から高齢者を守るため、民生委員や介護サービス事業者等と連携し、情報収集に努め被害を未然に防ぐよう支援するとともに、消費生活センター等と連携を図り問題の解決にあたります。

4 包括的・継続的ケアマネジメント業務

(1) 包括的・継続的ケアマネジメントの体制整備

- ・地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療・介護等関係機関との連携体制を整備します。

(2) 介護支援専門員への支援

- ・介護支援専門員に対し、専門的な見地による相談に応じるとともに、支援困難事例に対して具体的な支援方針を検討し助言します。また、介護支援専門員の資質向上のための研修会等を実施します。

5 介護予防・介護予防ケアマネジメント業務

(1) ケアマネジメントによる自立支援

- ・自立支援や重度化防止に資するケアマネジメントに当たり、利用者本人の日常生活上の目標を明確にするとともに、利用者本人の意欲を引き出し、自主的に取り組みが行えるよう支援します。
- ・ケアプランの作成にあたっては、地域の多様な社会資源を位置付けます。

(2) 介護予防手帳の活用

- ・介護予防手帳「わたしのプラン」を活用し、通いの場利用者本人の身体の状況や目標の達成など介護予防の自己管理に役立てるよう推進します。

V 地域支援事業

総合事業

1. 介護予防・生活支援サービス事業

①訪問型サービス（総合事業訪問介護）

現行型

緩和型（ミニホームヘルプサービス）

②通所型サービス（総合事業通所介護）

現行型：13事業所

緩和型A：ひなたぼっこ美の里

デイサービスYOU

B：巨瀬もくもくDAY

うかん気楽会

③介護予防ケアマネジメント

2. 一般介護予防事業

①介護予防把握事業

②介護予防普及啓発事業（健康づくり課）

③地域介護予防活動支援事業

“元気ながらだつくり隊”

“通所付添サポート事業”

④地域リハビリテーション活動支援事業

包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

①第1号介護予防支援事業

②総合相談支援業務

③権利擁護業務

④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

・地域包括支援センター運営事業

・地域ケア会議推進事業

⑤在宅医療・介護連携推進事業

⑥生活支援体制整備事業

⑦認知症総合支援事業

・認知症初期集中支援推進事業

・認知症ケア向上推進事業

・認知症サポーター活動促進・地域づくり
推進事業

任 意 事 業

①介護給付等費用適正化事業

・介護給付費適正化対策事業（健幸長寿課）

・介護サービス事業者適正化支援事業

③成年後見制度利用支援事業

④認知症サポーター養成事業

②家族介護支援事業

・家族介護教室事業

・家族介護者交流事業

・認知症高齢者見守り事業

⑤地域自立生活支援

・高齢者等見守体制整備事業

（緊急通報装置）

・配食サービス状況把握事業